

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第59号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(大規模災害等による授業料等の減免) 第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>次に掲げる災害</u> とする。 <u>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> <u>(2) 令和元年台風第19号</u> 2 条例第9条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号に掲げる災害に係るものにあっては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。 (1)～(5) [略] 3・4 [略] (減免の申請) 第4条 条例第8条の規定に基づく授業料の減免又は条例第9条第1項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学校料減免申請書、通信制受講料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「授業料等の減免申請書」という。）に、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類その他申請者の在学する学校の校長（条例第9条第1項の規定に基づく入学選考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する学校の校長。以下「校長」という。）が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に掲げる期限までに校長に提出しなければならない。	(大規模災害等による授業料等の減免) 第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定めるものは、 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u> とする。 2 条例第9条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。 (1)～(5) [略] 3・4 [略] (減免の申請) 第4条 条例第8条の規定に基づく授業料の減免又は条例第9条第1項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書、入学選考料減免申請書、入学校料減免申請書、通信制受講料減免申請書又は寄宿舎料減免申請書（以下「授業料等の減免申請書」という。）に、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類その他申請者の在学する学校の校長（条例第9条第1項の規定に基づく入学選考料の減免の申請にあっては、申請者が入学を志望する学校の校長。以下「校長」という。）が必要と認める書類を添えて、同表の右欄に掲げる期限までに校長に提出しなければならない。
[略]	[略]
条例第9条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の減免を受けようとする場合	第3条第2項各号（ <u>同条第1項第2号に掲げる災害に係るものにあっては、同条第2項第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類</u>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在学する者で、この規則による改正前の県立学校授業料等条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第1項第2号に掲げる災害により県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）第9条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づき授業料、通信制受講料又は寄宿舎料の減免を受けていたものに係る施行日以後の授業料、通信制受講料又は寄宿舎料（当該者が施行日の前日に減免を受けていたものに限る。）の減免については、改正前の規則第3条第1項第2号及び第2項の規定は、なおその効力を有する。